



持続可能性に配慮した調達コードについて

公益財団法人 東京オリンピックパラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

2018年9月14日



Be better, together

より良い未来へ、ともに進もう。

気候変動

脱炭素社会の実現に向けて

資源管理

資源を一切ムダにしない

大気・水・緑・生物多様性等

自然共生都市の実現

人権・労働、公正な事業慣行等への配慮

多様性の祝祭

参加・協働、情報発信

パートナーシップによる大会づくり



調達物品の99%のリユース・リサイクルを実施

公共交通機関の活用

日本の木材活用リレー みんなで作る 選手村ビレッジプラザ

既存会場の活用

持続可能性に配慮した調達コード

燃料電池自動車等の活用

再生可能エネルギーの電力を100%活用

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への準拠

都市鉱山からつくる！ みんなのメダルプロジェクト

Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定

雨水の循環利用・都市と自然の共生

東京2020 参画プログラムを全国で展開

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標

東京 2020 大会を通じて、世界共通の課題である国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」に貢献します。

記載の情報は2018年6月11日時点のものであり、イラストはあくまでイメージです。

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

持続可能性に配慮した調達コードについて

＜趣旨・内容等＞

- 「持続可能性に配慮した調達コード」とは、調達するモノやサービス、ライセンス商品について、原材料の採取から加工・流通・提供に至る供給過程全体で持続可能性が確保されるよう、サプライヤー、ライセンサー及びそれらのサプライチェーンに求める事項をまとめたもの。
- 法令遵守、環境問題や人権・労働問題の防止、公正な事業慣行の推進などに関する基準を定めるとともに、その実効性を担保するための措置や通報受付窓口について規定。
- 組織委員会は、自ら調達する物品・サービスについて、調達コードを適用した調達を実施するとともに、東京都や政府機関等に対しても大会関係の調達において調達コードを尊重するよう働きかけ。
- SDGsが掲げる「持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会」の実現にも貢献。



持続可能性に配慮した調達コードについて

<構成>

	主な項目	内容
共通事項	適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス商品
	調達における持続可能性の原則	組織委員会は、大会に必要な物品・サービス等の調達に当たり、以下の4点を重視する。 ①どのように供給されているのか ②どこから採り、何を使って作られているのか ③サプライチェーンへの働きかけ ④資源の有効活用
	持続可能性に関する基準	組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。 ＜全般＞ 法令遵守 ＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等 ＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等 ＜労働＞ 強制労働・児童労働の禁止 等 ＜経済＞ 公正な取引慣行、地域経済の活性化 等
	担保方法	調達コードの実効性を確保するための、コミットメント、サプライチェーンへの働きかけ、取組状況の説明、モニタリング、改善措置等について規定
	通報受付窓口	調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、対応する仕組み
物品別の個別基準	重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。 ＜対象＞ 木材、農産物、畜産物、水産物、紙、パーム油	

調達コードの関係文書については以下をご参照ください。

<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/>

持続可能性に配慮した調達コードについて

＜持続可能性に関する基準＞

- 持続可能性に関する配慮として重要な事項を「持続可能性に関する基準」として規定。

分野	持続可能性に関する基準
全般	①法令の遵守、②報復行為の禁止
環境	①省エネルギー、②低炭素・脱炭素エネルギーの利用、③その他の方法による温室効果ガスの削減、④3Rの推進、⑤容器包装等の低減、⑥汚染防止・化学物質管理・廃棄物処理、⑦資源保全に配慮した原材料の採取、⑧生物多様性の保全
人権	①国際的人権基準の遵守・尊重、②差別・ハラスメントの禁止、③地域住民等の権利侵害の禁止、④女性の権利尊重、⑤障がい者の権利尊重、⑥子どもの権利尊重、⑦社会的少数者の権利尊重
労働	①国際的労働基準の遵守・尊重、②結社の自由、団体交渉権、③強制労働の禁止、④児童労働の禁止、⑤雇用及び職業における差別の禁止、⑥賃金、⑦長時間労働の禁止、⑧職場の安全・衛生、⑨外国人・移住労働者
経済	①腐敗の防止、②公正な取引慣行、③紛争や犯罪への関与のない原材料の使用、④知的財産権の保護、⑤責任あるマーケティング、⑥情報の適切な管理、⑦地域経済の活性化

持続可能性に配慮した調達コードについて

<担保方法>

- 調達コードの遵守を担保するため、サプライヤー候補の持続可能性に関する取組状況の確認（チェックリストの提出）、誓約書の提出、モニタリングの実施、不遵守があった場合の改善措置の要求等について規定。
- 供給過程全体における持続可能性配慮の浸透を図るため、重要なサプライチェーン（下請事業者等）に対する調達コード遵守の働きかけについても規定。
- 上記のほか、リスクに応じた遵守体制の整備、役職員への伝達、取組状況の記録化等を通じた効果的な対応を推奨。

持続可能性に配慮した調達コードについて

<通報受付窓口>

- 組織委員会では、調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける窓口を設置。
- 公平で透明性のある対応を可能とするため、対象案件、通報の方法、処理プロセス、情報公開などについて規定した業務運用基準を策定し、基本的なプロセスや判断基準を明確化。
- 通報の受付は2018年4月に開始。メールまたは郵送により受け付け。
- 通報案件ごとに、専門的かつ公正・中立の立場から当事者または組織委員会に対して助言を提供するための助言委員会を設置。

(参考) ILOとの協力について

- 組織委員会と国際労働機関（ILO）は、2018年4月26日に、東京2020大会の準備・運営を通じてディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進するための協力に関する覚書を締結。
- 2020年に向けて、主に以下のような事項について協力。
 - （1）サステナビリティ・フォーラムの開催等を通じた企業の社会的責任ある労働慣行に関する啓発活動
 - （2）企業による社会的責任ある労働慣行に関する取組事例の収集・頒布
 - （3）企業が社会的責任ある労働慣行を実践するためのセミナーの開催その他の技術的支援
 - （4）社会的責任ある労働慣行について、企業等の理解や実践を促進するためのツールの頒布や開発

調達コードに係る通報受付窓口のご案内

通報受付窓口とは・・・

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における調達コードの不遵守にお気づきの際、また不遵守によりお困りの際に誰でもご連絡いただける窓口です。
- 通報受付窓口では、皆様から調達コードの不遵守についての通報を受け付け、当事者間の対話を促進するなど、解決に向けて必要な対応を実施いたします。

- 通報受付期間： 2018年4月2日～2020年11月30日
- 受付の対象案件： 東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件
- 受付可能な言語： 日本語もしくは英語

通報受付窓口

通報はメールまたは郵送で受け付けています。

e-mail宛先：[grievance\(at\)suscode.tokyo2020.jp](mailto:grievance@suscode.tokyo2020.jp)

郵送先：〒163-1011

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー11階
(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
総務局 持続可能性部

※メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。

※郵送先は変更となる場合がありますので、郵送にあたっては以下のウェブサイトにて最新の情報をご確認ください。

* 通報に必要な情報：

通報者（あなた）の氏名、住所、連絡先（被通報者に対して匿名にすることができます。）
被通報者（調達コード不遵守の企業、個人）及び不遵守の内容に関する情報
東京2020組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する情報 など



※以下のウェブサイトにて通報フォームをご用意しております。

※通報いただいた概要や処理手続きの状況などについて、東京2020組織委員会ウェブサイトに掲載いたします。情報公開を望まれない場合には、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

詳細は、東京2020組織委員会「持続可能性に配慮した調達コード」のウェブサイト
<https://tokyo2020.org/jp/games/sustainability/sus-code/> をご覧ください。